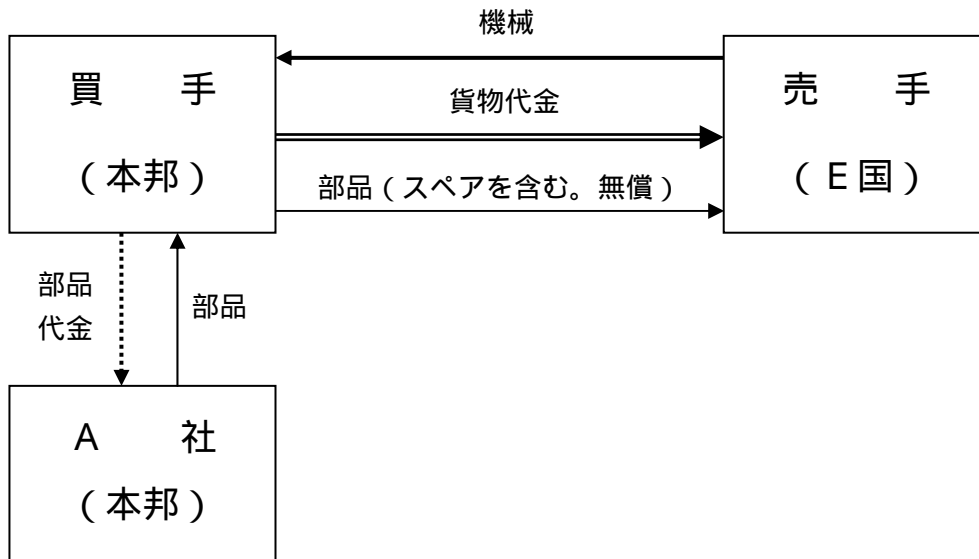


4. 輸入貨物の部品のうちスペア分に係る費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から機械を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物に組み込む部品を、当社と特殊関係のないA社から購入し、売手に無償で提供していますが、輸入貨物の生産途中にその無償で提供した部品が破損することを見込んでスペア部品も合わせて無償で提供しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供したスペア部品に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供したスペア部品に要する費用の額は、無償で提供した部品に要する費用の一部として、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係のない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、その物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、そのスペア部品等を含む費用の総額とされています。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

関税定率法基本通達4-12(6)イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)